

平成19年度

奈良県市町村税政の概要

奈良県地域振興部市町村振興課

奈良県市長会

奈良県町村会

は じ め に

本書は、平成 19 年度の「市町村税課税状況等の調」、固定資産税の価格等の概要調書」及び平成 18 年度の「市町村の徴収実績調」を中心に、県内市町村税の賦課徴収状況や固定資産税の評価状況等を取りまとめたもので、市町村税に携わる職員の参考として、また、多くの方々に本県の市町村税の全体像を理解していただくことを目的に、昭和 41 年度に創刊以来、毎年刊行を続けております。

平成 19 年度における市町村税制の改正としては、個人住民税においては公的年金受給者の便宜や各市町村の徴収の効率化を図るために、公的年金からの特別徴収を平成 21 年度から導入することとなりました。固定資産税においては、バリアフリー改修が行われた既存住宅に対する減額措置や鉄軌道用地の評価方法の変更などがあります。

また、三位一体改革に伴い 3 兆円規模の税源移譲が行われましたが、これに伴い所得税から住宅ローンを控除しきれなくなった場合において住民税から控除する制度や、所得の大幅な変動により、所得税額の減少の恩恵を受けられず、住民税額の増加のみの影響を受ける場合の減額措置などが行われます。

市町村合併の本格化や三位一体改革をはじめとした地方分権の進展に従い、住民の税に対する関心はますます高まり、受益と負担の明確化を視野に入れた税務行政を推進するためには、税に対する住民の理解と信頼を得ることが何よりも重要となってきています。

このため、税に携わる者は常に税制の動向に注意を払い、その内容を理解し、種々の状況に的確に対応するとともに、適正かつ公平な賦課徴収に努めなければならないものと考えております。

本書が従前以上に、各分野で参考に供されるとともに、今後の税務行政運営の一助として広く活用していただければ幸いです。

平成 20 年 3 月

奈良県総務部市町村課長

寺 田 重 量

目 次

第 編市町村税の概要

- 一 市町村税制の動向
- 二 市町村税の現況
 - 1 税目別構成
 - 2 市町村民税
 - 3 固定資産税
 - 4 その他の諸税等
- 三 税率の採用状況
- 四 市町村税の決算等の状況

第 編 総 括 資 料

- 第1表 平成19年度市町村税の税率調
- 第2表 平成19年度市町村民税納税義務者数
- 第3表 平成19年度個人の市町村民税の納税義務者数
- 第4表 課税標準額の段階別平成17年度分所得割納税義務者数等
 - 付表1 給与所得者の団体別納税義務者数等
 - 付表2 営業等所得者の団体別納税義務者数等
 - 付表3 農業所得者の団体別納税義務者数等
 - 付表4 その他の所得者の団体別納税義務者数等
 - 付表5 分離譲渡所得等を有する者の団体別納税義務者数等
 - 付表6 合 計
 - 付表7 所得種類区分による算出税額の内訳
- 第5表 平成19年度分に係る所得控除等の人員等
- 第6表 平成19年度分個人県民税所得割額等
- 第7表 平成19年度分市町村民税の特別徴収義務者数
- 第8表 平成19年度分青色申告者及び事業専従者に関する調
- 第9表 平成19年度扶養控除人員別納税義務者数
- 第10表 平成19年度分市町村税の徴収に要する経費
- 第11表 平成19年度固定資産税納税義務者数（法定免税点以上）
- 第12表 平成19年度固定資産税課税標準額及び構成比（法定免税点以上）
- 第13表 平成19年度土地の総括表
- 第14表 平成19年度市町村別土地の地積

- 第15表 平成19年度住宅用地・非住宅用地別地積
- 第16表 平成19年度市町村別市街化区域農地の地積（合計・田・畑）
- 第17表 平成19年度市町村別土地決定価格・筆数等
 - 付表1 田（一般田・宅地介在田等）
 - 付表2 畑（一般畑・宅地介在畑等）
 - 付表3 宅地
 - 付表4 山林（一般山林・宅地介在山林等）
- 第18表 平成19年度市街化区域農地に関する調
- 第19表 平成20年度土地に係る提示平均価額
- 第20表 所有者区分による家屋に関する調
- 第21表 木造家屋に関する調
- 第22表 木造以外の家屋に関する調
- 第23表 平成19年度家屋の変動に関する調（木造）
- 第24表 平成20年度家屋の変動に関する調（非木造）
- 第25表 平成18年度概要調書及び平成19年度総評価見込と平成19年度概要調書の比較（木造・非木造）
- 第26表 平成19年度家屋に係る概要調書の対前年度比較（木造・非木造）
- 第27表 平成19年度家屋の評価額及び課税標準額（法定免税点以上）
- 第28表 新築住宅の軽減等に関する調（法附則第16条関係・総括表）
- 第29表 新築住宅の軽減等に関する調（法附則第16条関係第1項）
- 第30表 新築住宅の軽減等に関する調（法附則第16条関係第2項）
- 第31表 新築住宅の軽減等に関する調（法附則第16条関係第3項・1/3減額）
- 第32表 新築住宅の軽減等に関する調（法附則第16条関係第3項・2/3減額）
- 第33表 新築住宅の軽減等に関する調（法附則第16条関係第5項・旧法・1/3減額）
- 第34表 新築住宅の軽減等に関する調（法附則第16条関係第5項・2/3減額）
- 第35表 新築住宅の軽減等に関する調（法附則第16条関係第6項・2/3減額）
- 第36表 新築住宅の軽減等に関する調（法附則第16条関係第7項・1/3減額）
- 第37表 新築住宅の軽減等に関する調（法附則第16条関係第7項・2/3減額）
- 第38表 新築住宅の軽減等に関する調（法附則第16条関係第8項・1/2減額）
- 第39表 新築住宅の軽減等に関する調（旧法附則第16条第3項・平成18年附則第13条第29項・2/3減額）
- 第40表 新築住宅の軽減等に関する調（旧法附則第16条第3項・平成18年附則第13条第29項・3/4減額）
- 第41表 新築住宅の軽減等に関する調（旧法附則第16条第6項・平成18年附則第13条第31項・3/5減額）
- 第42表 新增分家屋に関する調（木造・非木造）
- 第43表 新增分の木造専用住宅に関する調
- 第44表 減少分家屋に関する調（木造・非木造）
- 第45表 新築、増築、減少家屋の調（木造・非木造）

第46表	平成20年度家屋にかかる提示平均価格（木造・非木造）
第47表	平成20年度新築分家屋にかかる見込単価（木造・非木造）
第48表	平成19年度償却資産の価格に関する調
第49表	平成19年度償却資産に関する所有者別決定価格等
第50表	平成19年度償却資産の課税標準額等
第51表	市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受ける償却資産に関する調（平成19年度）
第52表	平成19年度償却資産に係る課税標準額の段階別納税義務者数
第53表	平成19年度償却資産に係る段階別課税標準額
第54表	平成19年度国有資産等所在市町村交付金
第55表	平成19年度軽自動車税に関する調
付表	平成19年度軽自動車の種類別課税台数（平成19年4月1日現在）
第56表	平成18年度特別土地保有税徴収実績
第57表	平成19年度都市計画税にかかる課税区域の面積・納税義務者数（法免以上）
第58表	平成19年度都市計画税にかかる地積、床面積、筆数及び棟数
第59表	平成19年度都市計画税にかかる決定価格
第60表	平成19年度都市計画税にかかる課税標準額
第61表	平成18年度国民健康保険の加入者及び負担の状況
第62表	平成18年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調（課税の実績等）
第63表	平成18年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調（減額対象となった世帯数等）
第64表	平成18年度地方道路譲与税及び自動車重量譲与税

第 編 付 属 資 料

- (1) 平成18年度市町村税（科目別）決算額調
- (2) 平成19年度普通交付税基準財政収入額

第 編

市町村税の概要

市 町 村 税 の 概 要

一 市町村税制の動向

現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、減価償却制度、金融・証券税政、土地・住宅税制の見直し等を実施することとし、次のとおり地方税制の改正を行うものとする。

第1 平成19年度税制改正の主要項目

1 残存価格の廃止

平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産について、残存価額を廃止する。

この場合の定率法の償却率は、定額法の償却率（ $1 / \text{耐用年数}$ ）を2.5倍した数とする。

2 償却可能限度額の廃止

償却可能限度額を廃止する。

（1）平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産については、耐用年数経過時点に1円（備忘価額）まで償却できることとする。

定率法を採用している場合には、定率法により計算した減価償却費が一定の金額を下回るときに、償却方法を定率法から定額法に切り替えて減価償却費を計算することとする。これにより、定率法を採用している場合にも、耐用年数経過時点に1円（備忘価額）まで償却できることとする。

この一定の金額とは、耐用年数から経過年数を控除した期間内に、その時の帳簿価額を均等償却すると仮定して計算した金額とするが、納税者の事務負担を考慮し、取得価額に一定の割合を乗じて計算できるように、モデルケース（初年度は期首に取得し、その後に減価償却費の過不足額がないケース）を用いて、耐用年数ごとに一定の割合を定めておくこととする。

（2）平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額（取得価額の95%）まで償却した事業年度等の翌事業年度以後5年間で均等償却ができることとする。

3 法定耐用年数の見直し

次の3設備について、法定耐用年数を短縮する。

（1）フラットパネルディスプレイ製造設備 5年（現行10年）

（2）フラットパネル用フィルム材料製造設備 5年（現行10年）

（3）半導体用フォトリソ製造設備 5年（現行8年）

なお、平成20年度税制改正に向け、減価償却資産の使用の実体等について更に調査・分析を進め、法定耐用年数や資産区分の見直し、法定耐用年数の短縮特例制度の手続き簡素化について検討する。

- 4 固定資産是員の償却資産については、資産税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を維持する。

第2 個人住民税

- 1 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（いわゆるエンジェル税制）について、次の措置を講ずる。

（1）特定中小会社の要件の緩和

エンジェル税制の対象となる中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者（以下「特定新規中小企業者」という。）の要件について、以下のとおり緩和する。

イ 設立後1年未満の中小企業について、現行の研究者数の要件（常勤の研究者が2人以上で常勤の役員及び従業員の合計の10%以上であること）を満たさない企業であっても、開発者数の要件（常勤の開発者が2人以上で常勤の役員及び従業員の合計の10%以上であること。口において同じ。）を満たす場合には、特定新規中小企業者の対象とする。

ロ 設立後1年以上2年未満の中小企業について、現行の試験研究費等の要件（売上高に対する試験研究費等の割合が3%以上であること。ハにおいて同じ。）を満たさない企業であっても、開発者数の要件を満たす場合には、特定新規中小企業者の対象とする。

ハ 設立後2年以上5年未満の中小企業について、現行の試験研究費等の要件を満たさない企業であっても、売上高成長率の要件（売上高成長率が25%以上であること）を満たす場合には、特定新規中小企業者の対象とする。

（注）上記の「売上高成長率」とは、前々期の売上高に対する前期の売上高の伸び率又は第1期から前期までの売上高の平均の伸び率をいう。

地域再生法に規定する特定地域再生事業会社の従業員数の要件（現行常時雇用者数20人以上）を10人以上に緩和する。

（2）対象となる特定新規中小企業者の確認手続きの合理化

エンジェル税制の対象となる特定新規中小企業者についての確認手続きについて、現行の投資を受けた都度確認を受ける方法のほか、毎年度事前に確認を受ける方法を追加する。

- 2 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の2分の1課税の特例の適用期限を2年延長する。
- 3 居住用財産の買換え等による譲渡損失に係る繰越控除等の適用期限を3年延長する。
- 4 特定居住用財産の譲渡損失に係る繰越控除等の適用期限を3年延長する。
- 5 都市再生特別措置法の改正に伴い、以下の措置を講ずる。

- (1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用対象に、都市開発事業等の用に供される土地の供給等の業務を行う一定の都市再生整備推進機構（仮称）に対する当該業務を行うために直接必要な土地等の譲渡を加える。
 - (2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用対象に、地方公共団体又は一定の都市再生整備推進機構（仮称）が行う都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために土地等がこれらの者に買い取られる場合を加える。
- 6 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の改正に伴い、以下の措置を講ずる。
- (1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等に適用対象に、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の防災再開発促進地区内における同法の認定建替計画（一定の規模要件等を満たすものに限る。）に従って建築物の建替えの事業を行う認定事業者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（一定の土地等の譲渡に該当するものを除く。）を加える。
- 7 特定住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、次の措置を講ずる。
- (1) 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限を2年延長する。
 - (2) 適用対象に、土地等につき高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の重点整備地区において土地区画整理事業が施行された場合に、当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該土地区画整理事業に係る同意保留地制度における一定の生活関連施設又は一般交通用施設を設置する保留地に対応する部分の譲渡があったときを加える。
- 8 山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を2年延長する。
- 9 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、次の措置を講ずる。
- (1) 重要文化財を国等又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、その適用期限を撤廃する。
 - (2) 重要文化財に準ずる文化財のうち一定のものを国等に譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、その適用期限を5年延長する。
- 10 上場株式等の配当等に係る軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例の適用期限を1年延長する。
- 11 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限を2年延長する。
- 12 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の対象となる短期公社債の範囲に、投資法人が発行する短期投資法人債を加える。
- 13 生命保険料控除の対象となる生命保険契約等の範囲に、中小企業等協同組合法の特定共済組合及び特定共済組合連合会の締結した一定の生命共済に係る契約を加える。

第3 法人住民税

第4 法人事業税

- 1 電気供給事業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、電気事業法に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 2 沖縄電力株式会社が行う電気供給業に係る事業税の税率の特例措置を廃止する。

第5 個人事業税

- 1 個人の事業税の課税対象事業から助産師業を除外する。

第6 不動産取得税

- 1 密集市街地における防災街区の整備に関する法律の改正に伴い、以下の措置を講ずる。
認定建替計画（一定の規模要件等を満たすものに限る。）に基づき取得する事業区域内の土地に係る不動産取得税について、当該土地の価格の5分の1に該当する額を家格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。
- 2 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が民間都市再生事業計画に基づき取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 3 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業者が民間都市再生整備事業計画に基づき取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 4 都市再生特別措置法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市再生整備事業の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を同法に規定する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。8 民間都市開発の推進する特別措置法に基づき国土交通大臣が認定する事業用地適正化計画に基づく土地の交換により、事業区域内の土地に関する場所を有する者（事業者を除く。）が新たに取得する土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象地域から三大都市圏のうち一定の地域を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 5 農業協同組合が他の農業協同組合から信用事業の全部譲渡に伴い取得する不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を3年間に限り講ずる。

- 6 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 7 農業経営基盤強化促進法に規定する特定農業法人が同法に規定する協議等により取得する農用区域内にある特定遊休農地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 8 入会林野整備等により取得する土地に係る不動産取得税の減額措置の適用期限を2年延長する。
- 9 農業協同組合、農業協同組合連合又は農林中央金庫の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、対象から農林中央金庫が現物出資により設立する株式会社又は合同会社を除外したうえ、その適用期限を3年延長する。
- 10 駐車場法に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。
- 11 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置及び不動産取得税の減額措置の適用期限を2年延長する。
- 12 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設及びその土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置等の適用期限を2年延長する。
- 13 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 14 テレビジョン放送事業者が取得した地上放送デジタル化のための設備の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 15 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を2年延長する。
- 16 年金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を2年延長する。
- 17 特定目的会社（SPC）が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例の適用期限を2年延長する。
 - (ア) 投資信託により取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (イ) 投資法人が取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (ウ) 河川法に規定する河川立体区域制度による河川整備に係る事業のために使用される土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

- 18 外客誘致法に規定する認定構想推進事業者のうち民法第34条の法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 19 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち輸出入に係るコンテナ荷さばきを行うための家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を1年延長する。
- 20 独立行政法人空港周辺整備機構が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に規定する業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、同法に規定する第一種区域内から住居を移転する者のための住宅を対象から除外する。
- 21 鉄軌道事業者が設置する自転車駐車場の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 22 民法第34条の法人が国立大学法人等との共同研究施設の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 23 中心市街地の活性化に関する法律に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた特定届出駐車場に係る固定資産税及び不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 24 自動車安全運転センターが取得する自動車安全運転センター法に規定する業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 25 業協同組合連合会が農業協同組合から信用事業の全部譲渡又は漁業協同組合連合会が漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合から信用事業の全部譲渡に伴い取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 26 農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から信用事業の一部譲渡又は全部譲渡に伴い取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 27 業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に規定する都道府県知事のあっせんにより取得する土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 28 都市再生特別措置法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生事業計画に係る都市再生事業の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を同法に規定する認定事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 29 都市再開発法に規定する再開発事業区域の区域内の土地の所有者が取得する同法に規定する認定再開発事業計画に係る再開発事業で当該再開発事業により整備される公共施設の規模その他一定の要件を満たすものにより建築された建築用の用に供する土地（住宅の用に供するものを除く。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。

第7 地方のたばこ税

- 1 地方たばこ税の特例税率を廃止し、当該税率を地方税法の本則税率とする。

(注) 上記の改正は、平成19年4月1日から実施する。

第8 自動車税

第9 固定資産税及び都市計画税

- 1 平成19年1月1日に存していた住宅のうち65歳以上の者、介護保険法の要介護若しくは要支援の認定を受けている者又は障害者である者が居住するもの(賃貸住宅を除く。)で、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事が完了したものについて、工事内容等を確認することができる書類を添付して市町村に申告がなされた場合には、当該住宅に係る固定資産税の税額(1戸当たり100㎡相当分までに限る。)を、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、3分の1減額する。

(注)上記の「一定のバリアフリー改修工事」とは、次に該当する工事で、その工事費用(補助金等をもって充てる部分を除く。)の合計額が30万円以上のものをいう。

廊下の拡幅	階段の勾配の緩和	浴室改良	便所改良
手すりの設置	屋内の段差の解消	引き戸への取替え工事	床表面の滑り止め化

- 2 特定の居住用財産の買換え及び交換による長期譲渡所得に係る課税の特例について、買換え資産である家屋の床面積要件の上限(現行280㎡)を撤廃したうえ、その適用期限を3年延長する。

(注)上記の改正は、平成19年4月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用する。

- 3 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が民間都市再生事業計画に基づき整備する公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象から駐車場、駐輪場及び駐車装置を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 4 都市緑地法に規定する緑化施設整備計画に基づき設置される一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、地区計画等緑化率条例による制限を受けない緑化重点地区内における緑化施設の敷地面積要件を500㎡(現行1,000㎡)に緩和したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 5 低公害車燃料等供給私設の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 6 テレワークを実施するために企業等が取得する主たる就業場所とその他の就業場所との間の通信の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間価格の3分の2とする措置を2年間に限り講ずる。
- 7 駐車場法に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の8分の7とする措置を2年間に限り講ずる。

- 8 テレビジョン放送事業者が取得した地上放送デジタル化のための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、空中線電力が0.3ワット以下の中継局の課税標準を最初の5年間価格の3分の2（現行4分の3）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 9 離島航路事業の用に供する一定の高性能船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間価格の3分の1（現行3分の2）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 10 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置及び不動産取得税の減額措置の適用期限を2年延長する。
- 11 鉄軌道事業者が利用者利便の向上に資する相互乗入れ、直通化等に係る一定の大規模改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 12 と畜場において設置される牛海綿状脳症（BSE）対策実施のための一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。
- 13 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。
- 14 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得する家屋に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。
- 15 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 16 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社が所有し又は借り受けている固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。
- 17 国鉄改革により北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社が承継した本来事業用固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。
- 18 日本貨物鉄道株式会社が旧日本国有鉄道清算事業団又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から基盤整備事業によって取得した家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。
- 19 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の用地内の日本貨物鉄道株式会社の施設の移転が終了するまでの間、同機構が同社に無償で貸し付けている土地に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置の適用期限を5年延長する。
- 20 都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により、一定の第三セクター及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が取得する施設に対して、次の措置を講ずる。
 - （1） 駅施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - （2） 線路整備等のうち市街化区域のトンネルに係る固定資産税の非課税措置の適用期限を2年延長する。
- 21 一定の第三セクターが政府の補助を受けて、市街地再開発事業等と一体的に行われる既設の駅の大規模な改良工事で鉄道駅機能の強化に著しく資するもの

により取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

- 22 軌道事業者が政府の補助を受けて取得した一定の地域鉄道の保安度の向上のための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 23 鉄軌道事業者が取得する新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 24 際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。
- 25 定特定重要港湾において、特定国際コンテナ埠頭の整備を図るため、港湾管理者の認定を受けた運営者が、国の無利子資金の貸付けを受けて取得した荷さばき施設等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 26 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 27 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用要件を見直したうえ、その適用期限を1年延長する。
- 28 浸水想定区域内の地下施設の所有者又は管理者が、地下浸水時の利用者の安全に資するために取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 29 流通システム効率化を促進する物流施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象から港湾荷役事業者が設置する上屋を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 30 鉄軌道事業者等がICカード乗車券の共通化・相互利用化のために取得した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の3年間価格の4分の3（現行5年間価格の4分の3）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 31 信用金庫及び信用金庫連合会、信用協同組合及び信用共同組合連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、預金量の規模に応じ所要の経過措置を講じたうえで、その課税標準を価格の5分の3（現行2分の1）とする。
- 32 都市計画施設の用に供される土地の所有者が独立行政法人都市再生機構法の規定による認可を受けた計画に基づき、独立行政法人都市再生機構から交換により取得した一定の土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、価格から控除する額を10分の1（現行5分の1）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 33 鉄軌道事業者が設置する自転車駐車場の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 34 民法第34条の法人が国立大学法人等との共同研究施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 35 独立行政法人雇用・能力開発機構が一定の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置を廃止する。

- 36 高圧ガス保安協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 37 脱特定フロン対応型設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 38 中心市街地の活性化に関する法律に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた特定届出駐車場に係る固定資産税及び不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 39 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸人が所有する少額の償却資産について、リース取引に係る会計基準の変更後も引き続き固定資産税の課税対象から除外されるよう規定の整備を行う。
- 40 鉄軌道用地の評価方法の変更を平成19年度に実施するため、所要の措置を講ずる。

第10 軽自動車税

第11 特別土地保有税

- 1 特別土地保有税の徴収猶予の根拠となっている非課税措置について、その適用期限の延長等所要の措置を講ずる。

第12 自動車取得税

- 1 電気自動車に係る自動車取得税の税率の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 2 天然ガス自動車に係る自動車取得税の税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能を満たすものに限定したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 3 ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る自動車取得税の税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定したうえ、その適用期限を2年延長する。
（注）上記の限定に係る改正は、平成19年9月1日以後の自動車の取得について適用する。
- 4 ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る自動車取得税の税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定するとともに、税率から軽減する率を、当該自動車の取得が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときは2%（現行2.2%）、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときは1.8%としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 5 メタノール自動車に係る自動車取得税の税率の特例措置を廃止する。

第13 軽油引取税

- 1 鉄鋼業に係る軽油引取税の課税免除措置のうちガスタービン発電装置の動力源の用途に係るものを廃止する。

第14 事業所税

- 1 沖縄振興に関する税制について、次の措置を講ずる。

- (1) 観光振興地域関係

- 観光振興地域において特定民間観光関連施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、対象施設を見直したうえ、その適用期限を5年延長する。

- (2) 情報通信産業振興地域関係

- 情報通信産業振興地域において一定の情報通信産業の事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。

- (3) 産業高度化地域関係

- 産業高度化地域において一定の産業の事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。

- 2 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 3 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社が本来の事業の用に供する事務所に対する事業所税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 4 沖縄振興特別措置法に規定する承認経営基盤強化計画に従って実施される事業の用に供する施設に対する事業所税の非課税措置を廃止する。
- 5 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品循環資源の再生利用の用に供する施設に対する事業所税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 6 化製場等に関する法律に基づき整備される死亡牛の化製処理の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の非課税措置を廃止する。
- 7 多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域及び業務核都市において整備される中核的民間施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。
- 8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する登録廃棄物再生事業者が事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。

第15 国民健康保険税

- 1 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を56万円（現行53万円）に引き上げる。

第16 国有資産等所在市町村交付金

第17 その他

- 1 都道府県が徴収の引継ぎにより個人の道府県民税及び市町村民税に係る徴収金を徴収した場合の市町村への払込方法について、徴収金の全額を市町村に払い込み、当該市町村が個人の道府県民税に係る徴収金を当該都道府県に払い込む方法によることもできることとする。
- 2 都道府県から市町村への株式等譲渡所得割交付金の交付時期を3月（現行8月・12月・3月）とする。
- 3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第67号）の規定により、網・わな猟免許が網猟免許及びわな猟免許に分割されることに伴い、網猟免許及びわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に対する狩猟税の税率を次のとおりとする。
 - （1） 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、（2）に掲げる者以外のもの 8,200円
 - （2） 狩猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事しているものを除く。） 5,500円（注） 上記の改正は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から適用する。
- 4 2005年日本国際博覧会に係る非課税措置を廃止する。
- 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正に伴い、所要の規定の整備を行う。
- 6 水先法の改正による水先人会及び日本水先人会連合会の法人化に伴い、所要の措置を講ずる。
- 7 金融商品取引法の制定等に伴い、所要の規定の整備を行う。
- 8 投資信託財産の併合について、所要の措置を講ずる。
- 9 貸金業の規制等に関する法律の改正に伴い、所要の措置を講ずる。
- 10 信託法の改正等に伴い、所要の措置を講ずる。

二 市町村税の現況

第1表 平成18年度 市町村税の税目別調定表

単位：千円・%

税目別	現年課税分調定額		対前年比 /
	平成18年度	平成17年度	
一 普通税	163,139,796	161,237,556	101.2
1 法定普通税	163,139,796	161,237,556	101.2
(1) 市町村民税	84,613,963	78,557,368	107.7
(2) 固定資産税	69,241,635	72,982,814	94.9
(3) 軽自動車税	1,839,986	1,775,885	103.6
(4) 市町村たばこ税	7,440,520	7,401,151	100.5
(5) 特別土地保有税	3,692	520,338	0.7
2 法定外普通税	0	0	-
二 目的税	9,493,916	9,946,619	95.4
(1) 入湯税	42,068	32,785	128.3
(2) 事業所税	759,014	740,672	102.5
(3) 都市計画税	8,692,834	9,173,162	94.8
三 旧法による税	0	0	-
合 計	172,633,712	171,184,175	100.8
国民健康保険税	27,058,180	26,210,142	103.2
国民健康保険料	15,446,211	14,888,119	103.7

1. 税目別構成

市町村税は、一般の経費を支弁する普通税と特定の経費を支弁する目的税から構成されている。普通税には、法定普通税と法定外普通税があり、法定普通税は、市町村民税と固定資産税を二本柱とし、このほか軽自動車税、市町村たばこ税等から成り立っている。

一方、目的税については、本県には入湯税、事業所税及び都市計画税があり、入湯税は、奈良市、橿原市、平群町、三郷町、上牧町、下市町、天川村、十津川村、上北山村の2市4町3村、事業所税の課税については人口要件があるため該当するのは奈良市のみ、都市計画税については9市4町でそれぞれ課税されている。なお、国民健康保険税を課税している団体は9市15町12村で、全39市町村(平成19年3月31日現在)の92.3%を占めており、残りの奈良市、天理市、香芝市の3市は国民健康保険料を徴している。

平成18年度の各税目の現年度調定の内訳は、右の第1表に示すとおりであり、市町村税総額は、前年度に比べて0.8%上回った。主な増加要因として、定率減税の1/2縮減、生計同一妻均等割非課税の廃止、老年者控除の廃止等による個人住民税の増、景気回復を受けた法人住民税の増、新規登録車数の増加による軽自動車税の増が挙げられる。

2. 市町村民税

ここでは、平成19年度市町村税課税状況等調(平成19年7月1日現在)をもとに、市町村民税の現況を見ることとする。

所得割の納税義務者数は、562,531人で対前年度比0.5%の増、所得割額は、対前年度比15.9%増の77,796,001千円となっている。

第2表 所得区分別所得割額等

区 分	年 度		給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の 所得者	分離譲渡所得 等を有する者	合 計
	平18	平19						
納税義務者	(人)	(人)	428,327	26,743	855	93,402	10,175	559,502
			431,850	25,646	842	95,348	8,845	562,531
所得割額	(千円)	(千円)	53,098,744	3,887,110	35,622	5,445,924	4,666,456	67,133,856
	(定率減税含まず)		55,792,514	4,003,506	38,078	5,751,986	4,767,389	70,353,473
1人当たりの 所得割額	(円)	(円)	123,968	145,351	41,663	58,306	458,620	119,989
	(定率減税含まず)		130,257	149,703	44,536	61,583	468,539	125,743
伸び率	(%)	(%)	100.8	95.9	98.5	102.1	86.9	100.5
	(%)	(%)	118.1	92.5	151.0	136.9	84.8	115.9
	(定率減税含まず)		112.4	89.8	141.3	129.6	83.0	110.6
	(%)	(%)	117.2	96.4	153.4	134.1	97.6	115.3
	(定率減税含まず)		111.5	93.6	143.5	127.0	95.5	110.0

第3表 国民所得等の伸び

区分	所得税(年)	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18
	住民税(年度)	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19
国民所得	1人当たり国民所得(千円)	3,035	2,947	2,895	2,929	2,840	2,791	2,804	2,841	2,878	-
	指数 平9 = 100	100	97	95	97	94	92	92	94	95	-
県民所得	1人当たり県民所得(千円)	2,942	2,900	2,808	2,837	2,728	2,736	2,690	2,638	2,654	-
	指数 平9 = 100	100	99	95	96	93	93	91	90	90	-
総所得金額	1人当たり総所得金額(千円)	1,609	1,566	1,533	1,502	1,463	1,395	1,340	1,389	1,438	1,446
	指数 平10 = 100	100	97	95	93	91	87	83	86	89	90

- (注) 1. 国民所得及び県民所得は、所得税の年に対応し、総所得金額は、住民税の年に対応する。
 2. 1人当たりの総所得金額は、課税状況等調及び1月1日現在の住民基本台帳人口を基礎に算出している。
 3. 国民所得及び県民所得は、奈良県統計課の資料に基づく。
 その数値は、推計方法や推計に用いる基礎資料の改訂により、遡って一部改定しているため、昨年までに記載した数値と異なることがある。

第3表は、国民所得・県民所得と市町村税課税状況等の調による総所得金額等を比較したものである。

第4表 所得区分別納税義務者の伸び等

区分	年度	年 度										指 数 平成10年度 = 100									
		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
給与所得者		458,913	456,146	450,000	445,316	438,791	428,353	417,373	426,789	428,327	431,850	100	99	98	97	96	93	91	93	93	94
営業等所得者		37,798	35,318	33,910	31,893	29,658	27,769	26,314	26,759	26,743	25,646	100	93	90	84	78	73	70	71	71	68
農業所得者		1,222	1,125	1,164	877	907	859	873	1,111	855	842	100	92	95	72	74	70	71	91	70	69
その他の所得者		43,880	46,777	48,966	49,626	50,815	52,405	51,841	64,772	93,402	95,348	100	107	112	113	116	119	118	148	213	217
分離譲渡所得等を有する者		3,794	3,094	3,232	3,395	2,929	2,729	14,721	7,074	10,175	8,845	100	82	85	89	77	72	388	186	268	233
合 計		545,607	542,460	537,272	531,107	523,100	512,115	511,122	526,505	559,502	562,531	100	99	98	97	96	94	94	96	103	103
県 人 口		1,447,713	1,449,921	1,452,072	1,452,207	1,449,168	1,446,536	1,443,227	1,438,935	1,433,532	1,415,644	100	100	100	100	100	100	99	99	99	98

第4表は、所得区分に納税義務者数の動向を過去10年にわたり概観したものである。
 納税義務者数の合計数は、人口の減少傾向にもかかわらず、「給与所得者」等の増加等を反映し、対前年度比5.4%の増加。平成18年数値との比較では、「給与所得者」、「その他の所得者」で増加する一方、「営業等所得者」、「農業所得者」、「分離譲渡所得等」で減少している。
 なお、本表以下各表における所得区分について、平成13年度以前の「営業等所得者」は、「営業所得者」と「その他の事業所得者」の合算値となっている。

第5表 所得区分別所得割額の伸び等

単位：千円

区 分	年 度	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	指 数 平成10年度 = 100									
												10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
給 与 所 得 者 (定率減税含まず)		67,370,024	63,747,162	61,162,874	59,389,238	57,229,633	52,943,934	48,135,445	51,166,840	53,098,744	62,734,331	100	95	91	88	85	79	71	76	79	93
		75,182,850	70,178,412	67,401,239	65,502,153	63,147,464	58,499,457	53,324,173	56,638,046	55,792,514	-	100	93	90	87	84	78	71	75	74	-
営 業 等 所 得 者 (定率減税含まず)		5,263,406	4,440,219	4,433,250	4,301,360	4,141,592	3,923,047	3,557,234	3,762,702	3,887,110	3,594,076	100	84	84	82	79	75	68	71	74	68
		5,819,948	4,752,920	4,731,324	4,579,122	4,400,811	4,161,379	3,780,916	4,000,006	4,003,506	-	100	82	81	79	76	72	65	69	69	-
農 業 所 得 者 (定率減税含まず)		52,038	77,233	71,573	38,957	43,041	42,259	40,688	79,842	35,622	53,796	100	148	138	75	83	81	78	153	68	103
		70,241	87,169	81,302	44,571	49,276	48,301	46,671	90,305	38,078	-	100	124	116	63	70	69	66	129	54	-
そ の 他 の 所 得 者 (定率減税含まず)		3,464,049	3,439,974	3,504,397	3,636,078	3,639,326	3,628,801	3,467,612	3,787,978	5,445,924	7,456,170	100	99	101	105	105	100	109	157	215	
		3,967,056	3,754,852	3,830,536	3,964,979	3,975,229	3,968,144	3,794,261	4,182,313	5,751,986	-	100	95	97	100	100	96	105	145	-	
分 離 譲 渡 所 得 等 を 有 す る 者 (定率減税含まず)		3,365,302	2,609,850	2,808,414	2,677,357	2,223,288	1,865,193	4,415,910	3,305,946	4,666,456	3,957,628	100	78	83	80	66	55	131	98	139	118
		3,430,911	2,681,336	2,883,017	2,755,037	2,288,876	1,925,301	4,654,966	3,444,788	4,767,389	-	100	78	84	80	67	56	136	100	139	-
合 計 (定率減税含まず)		79,514,819	74,314,438	71,980,508	70,042,990	67,276,880	62,403,234	59,616,889	62,103,308	67,133,856	77,796,001	100	93	91	88	85	78	75	78	84	98
		88,471,006	81,454,689	78,927,418	76,845,862	73,861,656	68,602,582	65,600,987	68,355,458	70,353,473	-	100	92	89	87	83	78	74	77	80	-

第5表は、所得区分別に所得割額の動向を過去10年にわたり概観したものである。
 所得割額は、所得税から個人住民税への税源移譲や定率減税の完全廃止等の影響により約107億円(前年比15.9%)の増加となっている。
 また、「農業所得者」に係る所得割額の変動が激しいが、これは、年毎に変動する作柄等の影響を受けた結果であると考えられる。

第6表 所得区分別所得割額の構成割合の推移

単位：%

区 分	年 度	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
給 与 所 得 者 (定率減税含まず)		84.7	85.8	85.0	84.8	84.8	85.1	80.7	82.4	79.1	80.6
		(84.9)	(86.2)	(85.4)	(85.3)	(85.3)	(85.5)	(81.3)	(82.9)	(79.3)	-
営 業 等 所 得 者 (定率減税含まず)		6.6	6.0	6.2	6.1	6.2	6.2	6.0	6.1	5.8	4.6
		(6.6)	(5.8)	(6.0)	(6.0)	(6.0)	(6.0)	(5.8)	(5.9)	(5.7)	-
農 業 所 得 者 (定率減税含まず)		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	-
そ の 他 の 所 得 者 (定率減税含まず)		4.4	4.6	4.9	5.2	5.2	5.4	5.8	6.1	8.1	9.5
		(4.5)	(4.6)	(4.9)	(5.2)	(5.2)	(5.4)	(5.8)	(6.1)	(8.2)	-
分 離 譲 渡 所 得 等 を 有 す る 者 (定率減税含まず)		4.2	3.5	3.9	3.8	3.8	3.3	7.4	5.3	7.0	5.1
		(3.9)	(3.3)	(3.7)	(3.5)	(3.5)	(3.1)	(7.1)	(5.0)	(6.8)	-

各所得区分毎の数値の合計値が、端数処理のため100.0とならない場合がある。

第6表は、所得区分別の所得割額の構成割合の推移を、過去10年にわたり概観したものである。
 「給与所得者」が8割を占めており、他の所得区分の者は、それぞれ全体の数%にとどまっている。特に「営業等所得者」の減少傾向が続いており、平成19年度は大きくその割合を下げた。

第7表 所得区分別納税義務者一人当たりの税額の伸び

単位：円

区 分	年 度	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	指 数 平成10年度 = 100									
												10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
給 与 所 得 者 (定率減税含まず)		146,803	139,752	135,917	133,364	130,426	123,599	115,330	119,888	123,968	145,269	100	95	93	91	89	84	79	82	84	99
		163,828	153,851	149,781	147,091	143,912	136,568	127,761	132,707	130,257	-	100	94	91	90	88	83	78	81	80	-
営 業 等 所 得 者 (定率減税含まず)		84,466	76,816	79,794	78,466	139,645	141,274	135,184	140,614	145,351	140,142	100	91	94	93	165	167	160	166	172	166
		99,145	84,925	87,747	86,177	148,385	149,857	143,685	149,483	149,703	-	100	86	89	87	150	151	145	151	151	-
農 業 所 得 者 (定率減税含まず)		42,584	68,652	61,489	44,421	47,454	49,196	46,607	71,865	41,663	63,891	100	161	144	104	111	116	109	169	98	150
		57,480	77,484	69,847	50,822	54,329	56,229	53,460	81,283	44,536	-	100	135	122	88	95	98	93	141	77	-
そ の 他 の 所 得 者 (定率減税含まず)		78,944	73,540	71,568	73,270	71,619	69,245	66,889	58,482	58,306	78,200	100	93	91	93	91	88	85	74	74	99
		90,407	80,271	78,228	79,897	78,229	75,721	73,190	64,570	61,583	-	100	89	87	88	87	84	81	71	68	-
分 離 譲 渡 所 得 等 を 有 す る 者 (定率減税含まず)		887,006	843,520	868,940	788,618	759,060	683,471	299,974	467,338	458,620	447,442	100	95	98	89	86	77	34	53	52	50
		904,299	866,624	892,023	790,488	781,453	705,497	316,213	486,965	468,539	-	100	96	99	87	86	78	35	54	52	-
合 計 (定率減税含まず)		145,736	136,995	133,974	131,881	128,612	121,854	116,639	117,954	119,989	138,296	100	94	92	90	88	84	80	81	82	95
		162,152	150,158	146,904	144,556	144,556	133,959	128,347	129,829	125,743	-	100	93	91	89	89	83	79	80	78	-

第7表は、所得区分別の納税義務者一人あたりの伸びを、過去10年にわたり概観したものである。

平成19年度は、所得税から住民税への税源移譲や定率減税の廃止等の影響により一人当たりの税額はおおむね増加しているが、「営業等所得者」については、前年度の増加の反動から減少している。「分離譲渡所得を有する者」についても、活発な土地取引が少なく土地価格も低額で推移している状況にあり税額を上昇させる要因に乏しい。

「農業所得者」については、毎年変動する作柄により税額の増減に波があるが、平成19年度は昨年度の落ち込みから脱し、例年並みの数値となっている。

第8表 所得区分別所得割額の構成割合

区分 市町村名	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の所得者	譲渡所得者	合計
大和高田市	84.0	4.9	0.0	7.5	3.7	100.0
大和郡山市	82.6	3.7	0.1	10.5	3.1	100.0
天理市	83.1	4.0	0.2	9.5	3.3	100.0
橿原市	82.3	4.4	0.0	9.7	3.6	100.0
桜井市	80.1	5.6	0.0	9.1	5.1	100.0
五條市	83.8	5.3	1.5	7.5	2.0	100.0
御所市	83.5	4.8	0.1	7.4	4.2	100.0
生駒市	79.0	4.3	0.0	9.6	7.0	100.0
香芝市	80.9	5.1	0.0	7.8	6.2	100.0
葛城市	81.5	4.5	0.1	8.7	5.3	100.0
宇陀市	83.7	4.8	0.1	9.1	2.3	100.0
市計	80.3	4.7	0.1	9.6	5.4	100.0
山添村	88.2	5.1	0.4	5.5	0.8	100.0
平群町	80.7	3.1	0.5	12.5	3.2	100.0
三郷町	81.6	3.1	0.0	10.9	4.4	100.0
斑鳩町	80.9	4.2	0.0	10.5	4.4	100.0
安堵町	87.9	2.5	0.0	7.4	2.2	100.0
川西町	80.1	5.6	0.0	9.6	4.6	100.0
三宅町	83.8	3.3	0.0	8.8	4.1	100.0
田原本町	81.4	4.5	0.2	9.1	4.7	100.0
曽爾村	80.0	5.7	2.1	7.1	5.0	100.0
御杖村	82.4	5.5	1.3	6.3	4.6	100.0
高取町	85.2	5.0	0.0	7.8	2.1	100.0
明日香村	84.7	4.7	0.2	7.8	2.5	100.0
上牧町	82.7	3.1	0.0	9.8	4.4	100.0
王寺町	82.2	3.6	0.0	10.2	4.1	100.0
広陵町	84.6	5.4	0.0	5.6	4.4	100.0
河合町	78.6	4.5	0.0	12.7	4.3	100.0
吉野町	78.0	7.3	0.0	10.7	4.0	100.0
大淀町	83.8	5.8	0.1	7.7	2.6	100.0
下市町	82.4	5.7	0.4	8.1	3.5	100.0
黒滝村	84.8	7.1	0.0	7.3	0.8	100.0
天川村	77.9	13.9	0.0	7.3	0.9	100.0
野迫川村	90.4	6.3	0.0	3.4	0.0	100.0
十津川村	81.9	7.3	0.0	7.1	3.7	100.0
下北山村	88.2	2.8	0.0	9.0	0.0	100.0
上北山村	86.0	6.3	0.0	7.4	0.2	100.0
川上村	72.8	7.9	0.0	14.9	4.4	100.0
東吉野村	75.1	8.4	0.0	15.4	1.0	100.0
町村計	82.1	4.4	0.1	9.5	3.9	100.0
合計	80.6	4.6	0.1	9.6	5.1	100.0

各所得区分毎の数値の合計値が、端数処理のため 100.0 とならない場合がある。

第9表 住民100人当たりの納税義務者数

(その1)

区分 市町村名	住民100人当たり 納税義務者数(人)		住民1人当たり 所得割額(円)		所得割納税義務者 1人当たり所得割額(円)	
	均等割	所得割	総額	譲渡除	総額	譲渡除
	奈良市	44	42	66,694	62,364	159,246
大和高田市	40	36	43,102	41,526	119,052	114,699
大和郡山市	45	41	51,656	50,052	125,911	122,002
天理市	41	37	43,885	42,449	119,648	115,733
橿原市	42	39	50,886	49,047	129,395	124,719
桜井市	40	36	45,147	42,841	124,858	118,479
五條市	38	34	36,507	35,761	108,860	106,634
御所市	37	33	39,294	37,605	119,017	113,902
生駒市	46	43	77,144	71,716	178,417	165,861
香芝市	42	39	59,885	56,169	152,348	142,895
葛城市	42	38	47,043	44,570	124,438	117,897
宇陀市	40	36	41,591	40,578	116,860	114,013
市計	43	40	56,959	53,891	143,752	136,008
山添村	42	36	34,116	33,844	94,569	93,814
平群町	46	42	58,822	56,918	138,976	134,478
三郷町	44	41	55,129	52,704	133,509	127,636
斑鳩町	45	42	54,072	51,700	129,822	124,126
安堵町	43	39	44,138	43,141	113,789	111,220
川西町	43	38	48,298	46,057	125,636	119,805
三宅町	41	37	47,860	45,922	128,650	123,439
田原本町	42	38	49,343	47,008	128,860	122,762
曽爾村	36	31	29,595	28,089	95,930	91,050
御杖村	41	27	23,395	22,333	87,112	83,160
高取町	41	36	40,908	40,022	113,893	111,424
明日香村	41	37	45,262	44,161	123,539	120,532
上牧町	41	38	49,786	47,590	132,152	126,324
王寺町	46	42	64,829	62,158	152,780	146,485
広陵町	42	38	60,546	57,870	158,125	151,137
河合町	44	41	62,324	59,672	151,461	145,015
吉野町	41	34	34,578	33,163	100,251	96,147
大淀町	40	35	39,060	38,053	110,652	107,801
下市町	39	34	36,510	35,247	106,643	102,955
黒滝村	37	31	28,927	28,684	92,512	91,738
天川村	35	29	26,850	26,554	91,542	90,535
野迫川村	36	30	29,025	29,025	96,273	96,273
十津川村	36	30	30,426	29,316	102,717	98,969
下北山村	37	33	32,305	32,305	97,138	97,138
上北山村	45	41	45,890	45,781	111,572	111,307
川上村	34	29	28,902	27,609	99,720	95,261
東吉野村	34	28	25,894	25,627	91,600	90,654
町村計	43	38	50,557	48,556	131,512	126,308
県計	43	39	55,577	52,739	141,171	133,963

(その2)

区分 市町村名	住民1人当り 税額指数 県平均 = 100
生駒市	136
奈良市	118
王寺町	118
河合町	113
広陵町	110
平群町	108
香芝市	107
市計	102
三郷町	100
県計	100
斑鳩町	98
大和郡山市	95
橿原市	93
町村計	92
上牧町	90
田原本町	89
川西町	87
三宅町	87
上北山村	87
葛城市	85
明日香村	84
安堵町	82
桜井市	81
天理市	80
大和高田市	79
宇陀市	77
高取町	76
大淀町	72
御所市	71
五條市	68
下市町	67
山添村	64
吉野町	63
下北山村	61
十津川村	56
野迫川村	55
黒滝村	54
曽爾村	53
川上村	52
天川村	50
東吉野村	49
御杖村	42

第8表は、所得割額について、所得区分別の構成割合を市町村別に概観したものである。
 給与所得者」に係る所得割額が、どの市町村においても圧倒的に高い割合を占めている。営業等所得者」については、村部において比較的高い割合を示している。

第9表(その1)は、住民基本台帳人口(平成19年1月1日現在)を基に、市町村税課税状況等の調による納税義務者数等を市町村別に概観したものである。
 住民1人当たりの所得割額(所得割額/人口)は、所得税から住民税への税源移譲や定率減税の廃止の影響等で、昨年度より大幅に増加している。
 第9表(その2)は、住民1人当たり所得割額(譲渡除)の県平均額52,739円を100として、各市町村の住民1人当たり所得割額(譲渡除)を指数化し、高い順に並べている。
 指数が100以上の団体は、8団体(昨年度は7団体)のみであり、比較的高額の所得を有する者が一部の市町に片寄っていることがうかがえる。ただ、昨年度に比べ、税源移譲の影響等により最も高い団体と最も低い団体との差が縮まっている点も指摘できる。

第10表 課税最低限の推移 夫婦子2人の給与所得者の場合

単位:千円・%

区 分	所得 税(年) 住民 税(年度)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
所 得 税	課税最低限	3,198	3,198	3,198	3,277	3,277	3,539	3,539	3,539	3,616	3,821	3,842	3,842	3,842	3,842	3,250	3,250	3,250	3,250
	指数(平成12年=100)	83.2	83.2	83.2	85.3	85.3	92.1	92.1	92.1	94.1	99.5	100.0	100.0	100.0	100.0	84.6	84.6	84.6	84.6
住民税所得割	課税最低限	2,801	2,801	2,801	2,849	3,007	3,031	3,031	3,031	3,063	3,095	3,250	3,250	3,250	3,250	2,700	2,700	2,700	-
	指数(平成12年=100)	86.2	86.2	86.2	87.7	92.5	93.3	93.3	93.3	94.2	95.2	100.0	100.0	100.0	100.0	83.1	83.1	83.1	-
消費者物価指数	対前年比	103.1	102.7	101.6	101.3	100.3	99.8	100.4	102.1	100.2	99.7	99.2	99.3	99.1	99.7	100.0	99.7	100.3	100.0
	消費者物価指数	95.0	97.6	99.2	100.5	100.8	100.6	101.0	103.1	103.3	103.0	102.2	101.5	100.6	100.3	100.3	100.0	100.3	100.3
所得税に対する住民税の割合 /		87.6	87.6	87.6	86.9	91.8	85.6	85.6	85.6	84.7	81.0	84.6	84.6	84.6	84.6	83.1	83.1	83.1	-

(注) 1.課税最低限は、妻子に所得がなく、子のうち1人は16~22歳で、給与の収入額に応じ一定の社会保険料が控除(給与収入の7%とする。ただし、平成12年分の所得税以降及び平成13年度分の住民税以降は10%とする。)されるものとして計算している。
 2.消費者物価指数は、所得税に対応する年のものであり、平成12年を基準とする指数(平成17年=100、5年ごと改正)を用いている。

第10表は、夫婦子2人の標準世帯における所得税と住民税の課税最低限の推移である。
 平成16年(住民税では平成17年度)以降、課税最低限の引き下げは行われていない。消費者物価指数もこの間、ほぼ横ばいに推移している。

3. 固定資産税

(1) 課税客体たる土地、家屋の面積及び筆数等

(ア) 課税客体たる土地の総地積及び家屋の床面積は、第11表のとおりである。

これによると土地の総地積は、1,383,173,007㎡であって、地目別内訳は、田 195,437,418㎡、畑 81,676,352㎡、宅地 145,897,750㎡、山林 880,113,422㎡、その他 80,048,065㎡となっており、その割合は大きいものから山林 63.6%、田 14.1%、宅地 10.6%、畑 5.9%、その他 5.8%となっている。

前年度対比では、田が0.4%減少、畑が0.3%、宅地が0.9%、山林が0.7%、その他が1.0%増加となっている。

一方、家屋の総床面積は 82,646,897㎡であって、このうち木造家屋は 48,101,074㎡、非木造家屋は 34,545,823㎡となっており、おのおの全体に占める割合は、木造家屋 58.2%、非木造家屋 41.8%となっている。

前年度対比では、家屋全体では 1.0%の伸びであり、木造家屋が 0.7%、非木造家屋が 1.5%増加している。

第11表 課税客体たる土地及び家屋の面積

(単位：㎡・%)

区 分	平成18年度		平成19年度		対 比 B/A	
	面 積 A	比 率	面 積 B	比 率		
土 地	田	196,280,872	14.3	195,437,418	14.1	99.6
	畑	81,413,489	5.9	81,676,352	5.9	100.3
	宅 地	144,532,601	10.5	145,897,750	10.5	100.9
	山 林	873,910,241	63.5	880,113,422	63.6	100.7
	その他	79,269,048	5.8	80,048,065	5.8	101.0
	計	1,375,406,251	100.0	1,383,173,007	100.0	100.6
家 屋	木 造	47,779,473	58.4	48,101,074	58.2	100.7
	非木造	34,048,327	41.6	34,545,823	41.8	101.5
	計	81,827,800	100.0	82,646,897	100.0	101.0

(イ) 土地の総筆数、家屋の総棟数は、第12表のとおりである。

これによると、土地の総筆数は、2,064,738筆であって、その割合は多いものから宅地 44.2%、山林 19.2%、田 17.6%、畑 11.5%、その他 7.5%となっている。

これは、第13表からもわかるように、土地一筆当たりの地積は山林が飛び抜けて大きく、次に田、その他、畑と続き、宅地が一番小さい。そのため山林は、総地積の三分の二を占めているにもかかわらず、筆数においては 19.2%しかない。

前年比では、田が 0.9%、畑も 0.9%減少しており、宅地が 0.7%、山林が 0.0%、その他が 0.6%増加している。

一方、家屋の総棟数は 684,631棟であり、このうち木造家屋は 526,224棟、非木造家屋は 158,407棟であり、おのおの全体に占める割合は木造家屋 76.9%、非木造家屋 23.1%となっている。

前年度対比では、家屋全体では 0.4%の伸びであり、木造家屋が 0.2%、非木造家屋が 0.9%増加している。

第12表 土地及び家屋の筆数及び棟数

(単位：筆・棟・%)

区分	平成18年度		平成19年度		対比 B/A	
	筆数・棟数 A	比率	筆数・棟数 B	比率		
土地	田	366,304	17.8	362,863	17.6	99.1
	畑	239,605	11.6	237,534	11.5	99.1
	宅地	905,558	43.9	912,178	44.2	100.7
	山林	396,674	19.2	396,532	19.2	100.0
	その他	154,710	7.5	155,631	7.5	100.6
	計	2,062,851	100.0	2,064,738	100.0	100.1
家屋	木造	525,144	77.0	526,224	76.9	100.2
	非木造	156,934	23.0	158,407	23.1	100.9
	計	682,078	100.0	684,631	100.0	100.4

第13表 土地1筆あたりの地積及び家屋1棟あたりの床面積

(単位：㎡・%)

区分	平成18年度		平成19年度		対比 18年/17年
	1筆当り地積 1棟当り床面積	1筆当り地積 1棟当り床面積	1筆当り地積 1棟当り床面積	1筆当り地積 1棟当り床面積	
土地	田	536	539	539	100.6
	畑	340	344	344	101.2
	宅地	160	160	160	100
	山林	2,203	2,220	2,220	100.8
	その他	512	514	514	100.4
	計	667	667	667	100
家屋	木造	91	91	91	100
	非木造	217	217	217	100
	計	120	120	120	100

(2) 納税義務者数

固定資産税の納税義務者数は、第14表のとおりである。

これによると、納税義務者数は、土地にあつては400,437人、家屋にあつては409,035人、償却資産にあつては7,907人である。

前年度対比では土地が1.0%増加、家屋が1.1%増加、償却資産が3.9%増加している。

第14表 固定資産税の納税義務者数

(単位：人・%)

区 分	納 税 義 務 者 数		19年 / 18年
	平成18年度	平成19年度	
土 地	396,463	400,437	101
家 屋	404,521	409,035	101.1
償却資産	7,607	7,907	103.9
計	808,591	817,379	101.1

(3) 固定資産評価額等

(ア) 価格

評価額は、第16表のとおりである。

平成19年度は、据置年度のため土地及び家屋の価格については地目の変更や新增築がなければ基本的に評価額に変更はない。

その結果、土地にあっては、一般田 22,546,046千円(0.3%減)、宅地介在田等 200,846,991千円(6.0%減)、一般畑 4,092,403千円(0.3%増)、宅地介在畑等64,456,102千円(4.3%減)、宅地 5,554,358,876千円(0.7%減)、一般山林 18,041,061千円(1.3%増)、宅地介在山林等 22,761,753千円(4.6%減)、その他 447,653,769千円(0.1%増)となり、前年度比では土地全体で4.8%の減少である。土地にあっては、一般田 22,606,815千円(0.2%減)、宅地介在田等 213,566,176千円(14.0%減)、一般畑 4,078,855千円(0.4%減)、宅地介在畑等 67,321,107千円(2.7%減)、宅地 5,593,452,084千円(4.5%減)、一般山林 17,807,585千円(1.2%減)、宅地介在山林等 23,865,829千円(5.1%減)、その他 447,143,165千円(5.6%減)となり、前年度比では土地全体で0.9%の減少である。

また、家屋にあっては、木造家屋 914,254,610千円(4.2%増)、非木造家屋 1,233,116,872千円(3.6%増)となり、前年度対比では家屋全体で3.8%の増加となった。

償却資産にあっては、市町村決定分が 393,580,426千円(2.5%増)、大臣・知事配分が 390,447,264千円(7.8%増)となり、前年度対比では償却資産全体で5.1%の増加となった。

(イ) 課税標準額

課税標準額は、第16表のとおりである。

地価の下落を反映し、土地の価格はほとんどの地目で減少しており、課税標準額は土地全体で0.3%の減少となった。課税標準額の内容は、一般田 21,032,574千円(0.2%減)、宅地介在田等 56,445,978千円(2.3%減)、一般畑 3,654,427千円(0.6%増)、宅地介在畑等 16,838,724千円(0.7%減)、宅地 1,793,463,351千円(0.4%減)、一般山林 16,047,118千円(1.5%増)、宅地介在山林等 10,993,386千円(3.7%増)、その他301,727,698千円(0.6%増)、計 2,220,203,256千円(0.3%減)である。

家屋と償却資産にあっては、基本的に評価額と課税標準額は同額であり、前年度対比は一致するものであるが、課税標準額の特例適用分があるため若干の差が生じている。

土地、家屋及び償却資産の固定資産税に占める割合を見ると、土地44.3%、家屋 41.8%、償却資産 14.9%である。さらに、土地だけに目を移すと、一般田 0.9%、宅地介在田等 2.6%、一般畑 0.2%、宅地介在畑等 0.8%、宅地 80.9%、一般山林 0.7%、宅地介在山林等 0.4%、その他 13.5%となっている。

(ウ) 新增築木造専用住宅の1㎡当たりの価格について

平成19年度の新増築木造専用住宅の1㎡当たりの価格については、県全体で 59,983円で前年度に対し1.8%の減少となっている。これを市町村別に比較したものが、第2図である。

(エ) 新築住宅の減額措置状況について

平成19年度の新築住宅の減額措置状況は、第17表のとおりである。

これによると平成18年中に新築された家屋のうち、減額の対象となったものは8,488戸である。

総軽減額は、1,280,966千円であり、平成19年度に新たに軽減対象となった税額は、平成19年度の新築住宅の減税額の28.6%を占めることとなる。

(4) 免税点について

(ア) 土地及び家屋の免税点未満の面積

土地及び家屋の免税点未満の地積及び床面積の状況は、第15表のとおりである。

これによると、各地目毎の免税点未満の地積の占める割合は、畑が一番高く12.4%、続いて山林11.2%、田6.9%、その他6.5%、宅地1.6%となっている。家屋にあっては、木造家屋が5.3%、非木造家屋が0.2%となっている。

第15表 土地及び家屋の免税点未満の地積及び面積

区 分		免税点未満の 地積又は床面 積 A m ²	課税地積又は 課税床面積 B m ²	総地積又は 総床面積 C m ²	比 率 A / C (%)	(前年度) 比 率 A / C (%)
土 地	田	13,328,583	182,108,835	195,437,418	6.8	6.8
	畑	10,157,643	71,518,709	81,676,352	12.4	12.8
	宅 地	2,269,571	143,628,179	145,897,750	1.6	1.6
	山 林	98,236,682	781,876,740	880,113,422	11.2	11.4
	その他	5,182,418	74,865,647	80,048,065	6.5	6.8
	計	129,174,897	1,253,998,110	1,383,173,007	9.3	9.5
家 屋	木 造	2,533,354	45,567,720	48,101,074	5.3	5.4
	非木造	60,130	34,485,693	34,545,823	0.2	0.2
	計	2,593,484	80,053,413	82,646,897	3.1	3.2

(4) 都市計画税

平成19年度において都市計画税を課している団体は、9市4町(奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、三郷町、斑鳩町、田原本町、王寺町)の13団体である。

都市計画税の課税の概要は、第19表のとおりである。

課税区域の面積は、前年度並みとなっている。

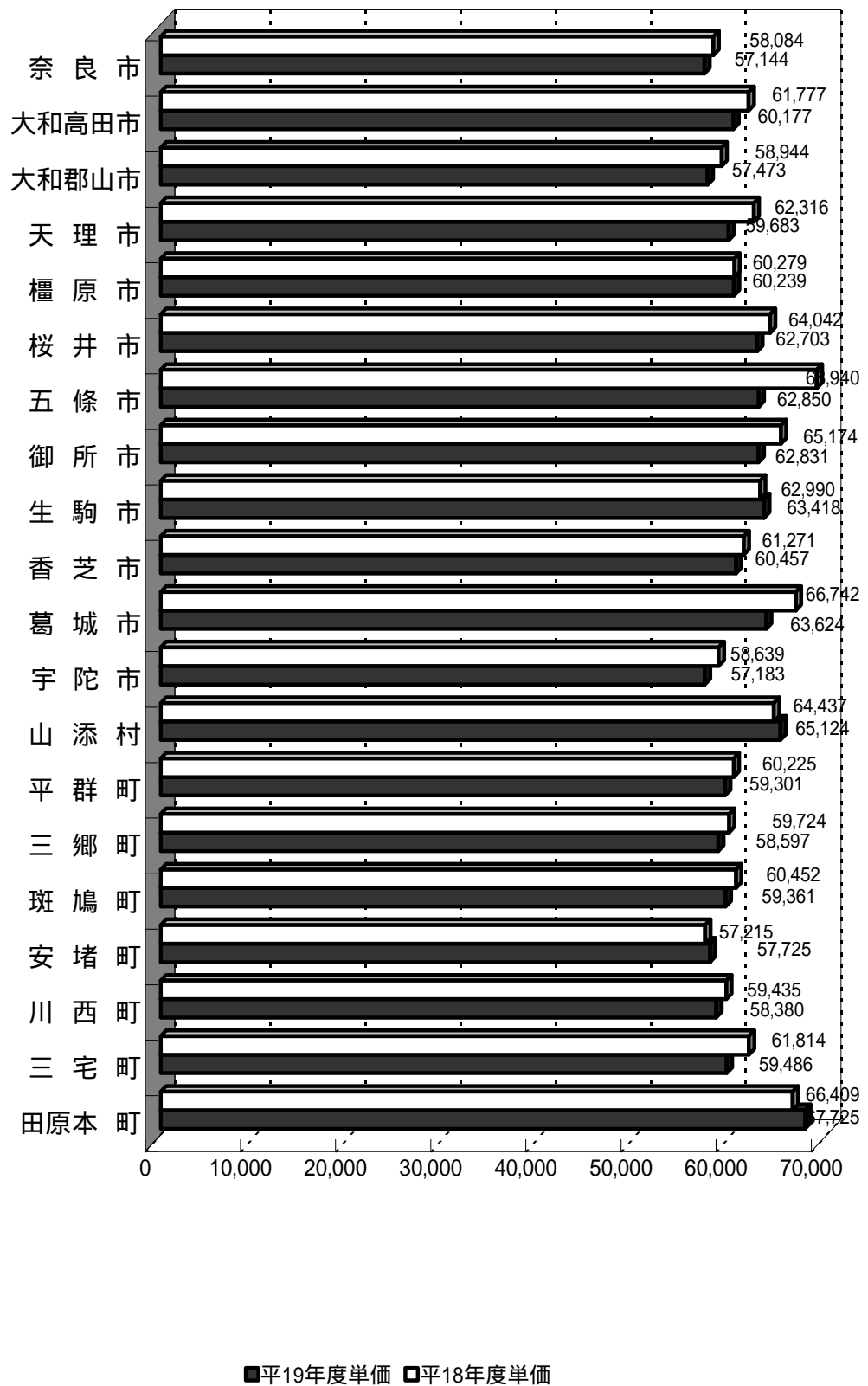
平成19年度は、土地については、地価の下落により決定価格が4.2%減少、課税標準額が3.4%減少している。

家屋については、棟数の伸びに伴い決定価格が4.1%、課税標準額が4.0%増加している。

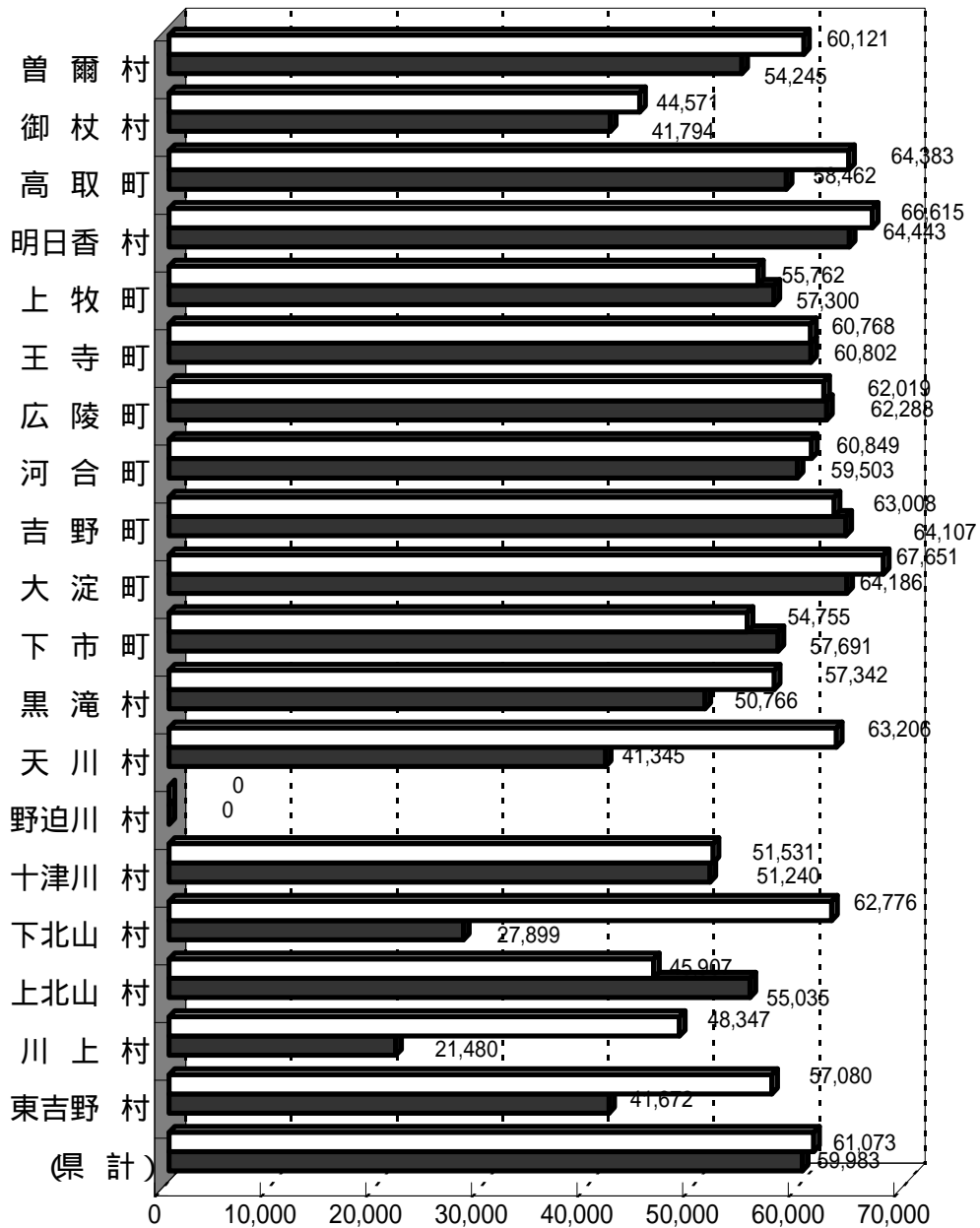
第19表

区 分	平成19年度 A	平成18年度 B	A / B (%)	
課税区域面積 (千㎡)	101,541	101,580	99.9	
納税義務者数 (人)	土 地	245,419	242,683	101.2
	家 屋	251,048	247,740	101.3
地積及び床面積 (千㎡) (㎡)	土 地	100,235	100,317	99.9
	家 屋	45,400,397	44,815,064	101.3
筆数及び棟数	土 地	488,553	441,564	111.4
	家 屋	334,917	331,875	100.9
決 定 価 格 (千円)	土 地	4,197,931,147	4,229,570,090	99.3
	家 屋	1,383,866,250	1,329,808,449	104.1
課 税 標 準 額 (千円)	土 地	2,015,123,355	2,025,839,700	99.5
	家 屋	1,392,711,927	1,328,698,677	104.0
課 税 団 体	13	13	100.0	

第2図 平成19年度新增築分の木造専用住宅 1㎡単価



第2図 平成18年度新增築分の木造専用住宅1㎡単価



■平19年度単価 □平18年度単価

4. その他の諸税等

(1) 市町村たばこ税

奈良県の平成18年度のたばこの総売渡本数は、23億5,073万本で前年度の24億9,778万本に比べ5.8%の減となった。
市町村たばこ税の18年度の調定額は、7,440,520千円で前年度の7,401,151千円に対し0.5%の増となった。

市町村たばこ税の状況

単位：千円

年度 市町村の別	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	前年度対比 (%)				
						14/13	15/14	16/15	17/16	18/17
市部	5,469,083	5,591,733	5,888,933	5,913,493	5,957,002	98.1	102.2	105.3	100.4	100.7
町村部	1,965,638	1,990,302	1,805,977	1,487,658	1,483,518	97.1	101.3	90.7	82.4	99.7
計	7,434,721	7,582,035	7,694,910	7,401,151	7,440,520	97.9	102.0	101.5	96.2	100.5

(2) 軽自動車税

平成18年度の軽自動車税の調定額は、2,097,990千円、前年の2,029,342千円に対し、3.4%の増となった。市町村税目の中でも、軽自動車税の徴収確保は難しく、徴収率は85.9%、滞納繰越分の徴収率においては、17.0%にとどまっている。しかしながら、前年度と比較して徴収率においては、0.3%、滞納繰越分の徴収率においては、0.8%それぞれ上昇していることから、近年下降気味であった徴収率において上昇の兆しがうかがえる。

(3) 国民健康保険税(料)

国民健康保険被保険者数及び課税額の状況については、次表のとおりである。加入世帯数は増加を続けているが、被保険者については緩やかな増加傾向ではあったものの、平成18年度において減少している。それに比例して一世帯あたりの被保険者数が減少している状況である。

また、課税額については基礎課税分については増加し続けており、介護納付金分についても、増加の傾向にある。

国民健康保険の状況

県の状況	世帯数 A	平成15年3月31日現在		平成16年3月31日現在		平成16年3月31日現在		平成17年3月31日現在		平成18年3月31日現在	
		人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数
	人口 B	1,441,971	100	1,439,040	100	1,434,548	99	1,430,366	99	1,425,308	99
加入者の状況	世帯数 C	237,282	100	245,576	103	252,659	106	257,361	108	260,152	110
	被保険者 D	482,669	100	494,923	103	503,677	104	505,319	105	503,104	104
加入割合	世帯数 C / A	45.6	100	46.7	102	47.7	105	48.0	105	48.1	106
	被保険者 D / B	33.5	100	34.4	103	35.1	105	35.3	105	35.3	105
加入一世帯当たり被保険者数 D / C		2.03	100	2.02	99	1.99	98	1.96	97	1.93	95

基礎課税(賦課)分

単位：千円

年度 区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
課税 A	35,370,933	36,242,671	36,742,676	36,736,472	37,526,995	38,547,756	39,697,037
課税限度額を超える金額 B	7,717,823	8,306,667	7,765,714	5,281,886	5,623,249	5,740,768	6,710,083
B / (A + B)	17.9	18.6	17.4	12.6	13.0	13.0	14.5

介護納付金(賦課)分

単位：千円

年度 区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
課税 A	2,249,508	2,246,508	2,271,129	2,213,900	2,273,605	2,587,086	2,704,183
課税限度額を超える金額 B	316,377	346,880	310,098	204,059	223,068	400,371	472,050
B / (A + B)	12.3	13.4	12.0	8.4	8.9	13.4	14.9

三 税率の採用状況

1 市町村民税

個人の均等割・所得割、及び法人の均等割については、いずれも県内の全市町村とも標準税率を採用している。

法人税割の税率については次のとおり。

制限税率である14.7%を採用しているのは、奈良市(1)・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・川西町の10市1町。

1.奈良市(平成17年4月1日付け合併)においては、旧奈良市分が14.7%、旧月ヶ瀬村分が12.3%、旧都祁村分が12.3%の不均一課税となっている。

資本金1,000万円を超えるものは14.7%、資本金1,000万円以下のものは12.3%の税率を採用しているのは、葛城市(2)・高取町・王寺町・吉野町・大淀町・下市町の1市5町。

2.葛城市(平成16年10月1日付け合併)においては、旧新庄町が前述にある資本金の区分による不均一課税を採用している。また旧當麻町が標準税率の12.3%を採用し、合併による不均一課税を行っている。よって葛城市においては、旧新庄町による資本金によるものと、合併によるものとの両面において不均一課税となっている。

その他の市町村においては、標準税率の12.3%を採用している。

2 固定資産税

固定資産税の超過税率を採用しているのは、十津川村(1.6%)・下北山村・上北山村(1.65%)の3団体であり、その他の市町村は標準税率の1.4%を採用している。

3 都市計画税

都市計画税を課税している団体は13団体で、0.15%の税率を採用しているのは斑鳩町、0.2%の税率を採用しているのは、五條市・御所市・三郷町・田原本町・王寺町の5団体、0.25%の税率を採用しているのは、奈良市・大和高田市の2団体、制限税率の0.3%を採用しているのは、大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・生駒市の5団体となっている。

四 市町村税の決算等の状況

市町村税（国民健康保険税（料）を除く）の調定済額等の年度推移は次のとおりである。

平成18年度の調定済額・収入済額は、個人住民税における定率減税の2分の1縮減等の影響により、平成10年度から続いた減少傾向を脱し、前年度に続き2年連続で増加している。

徴収率は、現年課税分は97.9%（前年度比0.2%の増）、滞納繰越分は18.1%（前年度比1.7%増）となり、双方を合わせた徴収率（合計）は89.9%（前年度比0.9%の増）となり、大きく改善する方向にある。

しかしながら、全国平均徴収率（現年課税分 98.3%・滞納繰越分 19.1%、合計 93.3%）と比較すると低い水準にあり、一層の徴収努力を必要とするところである。

奈良県の市町村税決算状況（国民健康保険税(料)を除く）

